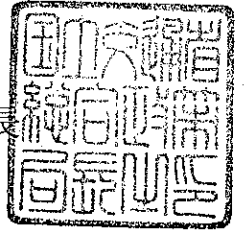


国総入企第 32 号

平成18年9月8日

(社) 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省総合政策局長



入札ボンド制度の導入について (通知)

今般、国土交通省においては、各省各庁における入札ボンド制度導入の検討に当たって参考としていただくための実施要領(案)をまとめ、別添のとおり、本日付けで当職から各省庁官房長等宛てに通知いたしました。

つきましては、貴会におかれては、本件について傘下の建設業者に対する周知方お願いいたします。

国総入企第 29 号

平成18年 9月8日

各省庁官房長等 あて

国土交通省総合政策局長

入札ボンド制度の導入について（通知）

いわゆる「入札ボンド制度」については、中央建設業審議会ワーキンググループ中間とりまとめ（平成18年3月29日）において、一般競争入札の拡大や総合評価方式の拡充を図るための条件整備の一環として、導入を進めるべきとされ、同中間とりまとめの別紙「日本型入札ボンド制度の枠組み（案）」を踏まえ、各発注者共通の枠組みとして、既存制度との関係に留意しつつ、当面の具体的な制度設計を速やかに行った上で、早期に段階的導入を進め、その実施状況を踏まえながら、改善と拡充を図っていくべきであるとされているところです。

また、公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づく平成18年5月23日閣議決定による改正後の「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」においても、入札ボンド制度の活用は、一般競争入札の拡大を図るための条件整備の一つとされているところです。

こうしたことを踏まえ、国土交通省においては、当面の具体的な制度設計について検討を行ってきたところですが、この度、別紙の実施要領（案）を作成しましたので、各省各庁における入札ボンド制度導入の検討に当たっての参考としていただくようお願いいたします。

また、本件について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の適用のある特殊法人等を含む貴管下発注機関に対する周知についても、併せてお願いいたします。

入札ボンド制度の実施要領（案）

1. 趣旨及び意義

一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充を図るに当たっては、従来一般競争入札のデメリットとされてきた不良不適格業者の参入や経営力に比べて過大な入札参加の増大等の課題に適切に対応していくことが必要であり、米国において入札ボンド制度がボンド引受機関による審査・与信を通じて、適切な入札参加者の選定に大きな役割を果たしていることを参考に、米国とわが国の置かれた状況の違い等も踏まえながら、日本型の入札ボンド制度を段階的に導入することとする。

米国の入札ボンド制度は、公共工事の入札参加者が落札した場合に契約を締結することを保証するものであるが、入札ボンドを引き受ける際の審査においては、当該入札参加者が落札した場合には履行ボンド（契約保証）を引き受けられるかどうかの審査が中心になされ、入札ボンドを引き受けた場合には、通常履行ボンドの引受けがなされることから、入札ボンドは、履行ボンドの予約としての性格を併せ持つものとなっている。わが国において、入札ボンド制度を導入するに当たっては、わが国においても契約保証制度が広く普及している一方で、落札者が契約の締結を辞退することは稀であることを踏まえ、入札ボンドの持つ契約保証の予約としての機能に着目した制度設計とすることが適当である。

このため、わが国においては、公共工事の発注に当たり、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める制度を入札ボンド制度として導入することとし、当該機能を有する証書を「入札ボンド」と呼ぶこととする。実際の導入に当たっては、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の4に規定する入札保証制度の体系（入札保証金及びその代替措置である保険会社の入札保証保険、金融機関の入札保証等）を活用することとし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第72条第1項の資格を有する者であれば、一律に入札保証金を免除する現在の会計法第29条の4の運用を改め、入札保証金の納付を原則化した上で、入札ボンドの提出があれば、入札保証金（現金）の納付を求めない運用に変更することとする。

入札ボンド制度の導入により、①履行能力が著しく懸念される建設業者、施工の実態のないペーパーカンパニー等の排除、②与信枠の設定等による過大な入札参加の抑制、

③いわゆるダンピング受注に対する一定の抑止（低入札価格調査の調査対象案件のときに契約保証の付保割合を引き上げる措置が講じられた場合における与信枠の使用、収益の低下による与信枠の引き下げ）といった効果を期待するものである。

2. 実施要領

(1) 対象となる工事

入札ボンド制度においては、多くの発注者が多様な工事において入札ボンド制度を導入することで、与信枠の効果を高めることが期待されるが、①今般の入札ボンド制度の導入が一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充に対応するためであること、②膨大な件数の公共工事の入札参加者について、金融機関等が直ちに、入札参加の度に審査・与信を行うことは、事実上困難であることなどから、当面、各発注者が一般競争入札によって発注を行う工事（発注者によって規模は異なる）を対象として実施することとする（ただし、災害応急対策工事、災害復旧工事等の緊急を要する場合を除く。）。

また、入札ボンド制度の導入に当たっては、発注者、建設業者、引受機関が円滑に対応できるよう、例えば、大規模な工事から導入するなど段階的に実施することとする。

(2) 入札ボンドの種類

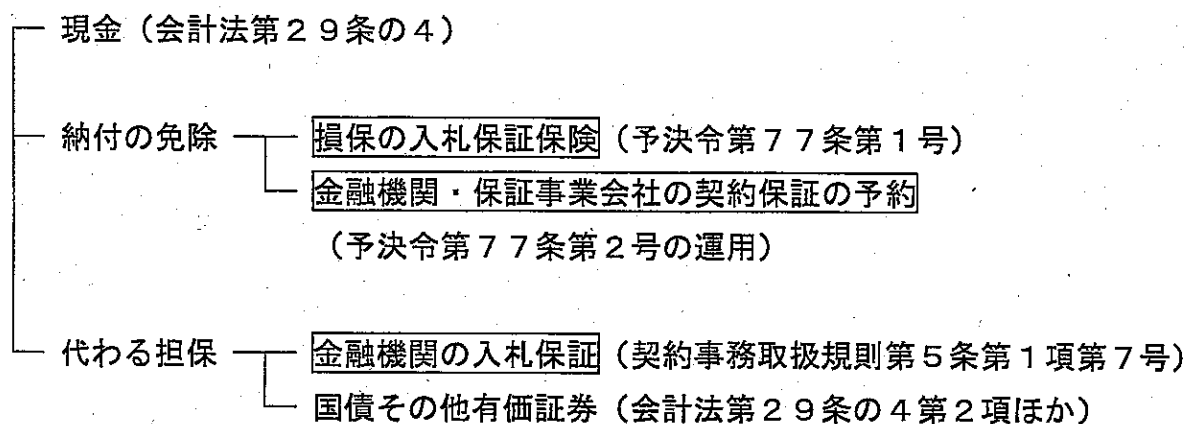
会計法令に定める入札保証制度の体系では、原則とされている入札保証金の納付のほか、入札保証金の免除措置として保険会社の入札保証保険（会計法第29条の4第1項ただし書及び予決令第77条第1号）、入札保証金に代わる担保措置として金融機関の保証、国債その他の有価証券（会計法第29条の4第2項、予決令第78条及び契約事務取扱規則第5条）が位置付けられており、これらのうち、金融機関等の審査・与信を経て発行される入札保証保険及び入札保証を入札ボンドとして取扱うこととする。

また、入札ボンドが有すべき契約保証の予約的機能としての意義を踏まえ、金融機関及び保証事業会社の契約保証（契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第16条）の予約についても、入札保証制度の体系の中で入札ボンドとして取扱うこととし、予決令第77条第2号の運用として、金融機関又は保証事業会社の契約保証の予約の提出があれば、入札保証金の納付を免除することとする。

なお、契約保証の予約の主体となるのは、各発注者が契約保証の保証主体として認めている金融機関又は保証事業会社である。

会計法令の入札保証制度の体系と入札ボンドとして取扱うものとの関係について示すと、次のとおりである。

(囲み線が入札ボンドとして取扱うもの)



(3) 入札公告

入札ボンド制度を導入するに当たっては、発注に際し、まず、入札保証金の納付（入札保証金の免除措置及び入札保証金に代わる担保措置を含む。）を求める旨の入札公告を行うこととする。その記載例は、次のとおりである。

入札保証金 納付（保管金の取扱店日本銀行〇〇代理店（××銀行〇〇支店）。

ただし、利付国債の提供（※）（保管有価証券の取扱店日本銀行〇〇代理店（××銀行〇〇支店）又は金融機関の保証（取扱官庁△△地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社と履行保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。

※ 利付国債の提供を例示として挙げているが、発注者の判断により、会計法令で認められているその他の有価証券等の提供によって入札保証金の納付に代えることも可能であり、これを発注者が認める場合には、認められる有価証券等の種類を記載することとなる。

(4) 発注者への入札ボンドの提出時期

与信枠による効果を高めるとともに、発注者による競争参加資格の審査が円滑に行われるよう、入札参加者が競争参加資格確認資料等の提出をするのと同様に入札ボンド（入札保証金を含む。以下同じ。）を提出することとする。この場合、提出される入札ボンドは、入札価格（入札参加者が見積る契約金額のことをいい、消費税込みの価格をいう。以下同じ。）の概算額に基づいて与信がなされたものとなる。

なお、契約担当官等は、入札ボンドの提出により入札価格の概算額を知り得ることとなるので、入札ボンドの保管及び概算額の守秘については、十分に注意しなければならない。

(5) 付保割合等

入札保証金、入札保証保険及び入札保証の付保割合については、会計法令で定める最低の保証割合である5/100を基本とする。

なお、入札ボンドとして取扱う契約保証の予約については、入札参加者が落札した場合には、発注者が求める契約保証が必ず付されることについて金融機関又は保証事業会社が書面において約していることが必要である。

(6) 入札ボンド提出後の取扱い

入札ボンドの提出後入札までの間に、提出された入札ボンドに付保された価格の前提となる入札価格の概算額に変更がある場合には、発注者の判断により、当該概算額を引き上げる場合に限り、入札ボンドの変更に応じることとする。ただし、変更に応じる場合については制限を設けることとし、例えば、変更後の金額は変更前の金額の2倍以内、変更の時期は、入札ボンド提出後10日以内とする。

また、入札時において、実際の入札価格に入札保証の付保割合を乗じて得た価格が事前に納付された入札保証金、入札ボンドとして提出された入札保証保険及び入札保証に付保された価格を上回る場合、又は実際の入札価格が入札ボンドとして提出された契約保証の予約に記載された入札価格を上回る場合には、当該入札は、入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を予決令第76条に基づいて明らかにした公告により、無効となる。

納付された入札保証金、入札保証保険、入札保証等の保管、落札したにもかかわら

ず契約を締結しない場合における入札保証金の国庫への帰属等の取扱いについては、会計法、予決算、契約事務取扱規則、各省庁における入札心得等の定めるところに従ってなされることとする。

3. その他

入札ボンド制度の導入については、各発注者の状況、工事の特性、地域の実情等を踏まえ、段階的な導入を図ることとし、今後実務の積み重ねによる制度の改善を図りつつ、普及を促進することとする。

入札ボンド制度の導入について

平成18年9月8日

国土交通省

中央建設業審議会報告、入札契約適正化指針等を踏まえ、一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充に伴う条件整備の一環として、入札ボンド制度の導入を図る。

以下の通り、一部国土交通省直轄事業から段階的に導入し、制度の改善を図りつつ、普及を促進。

(1) 実施要領の発出

- ・ 各省各庁・特殊法人等・地方公共団体向け実施要領の発出
- ・ 国土交通省直轄工事における実施通達の発出

(2) 一部国土交通省直轄工事における先行的導入

- ① 対象整備局
東北地方整備局及び近畿地方整備局
- ② 対象工事
7.2億円以上のWTO対象の一般土木工事等
- ③ 実施時期
平成18年10月下旬以降公告工事

(3) 導入対象工事の拡大

導入効果等を見極めつつ、19年度から、順次拡大

入札ボンド制度の実施要領（案）骨子

1. 趣旨及び意義

- 公共工事の発注に当たり、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める制度を入札ボンド制度として導入することとし、当該機能を有する証書を「入札ボンド」と呼ぶ。
- 会計法第29条の4に規定する入札保証制度の体系を活用することとし、一律に入札保証金を免除する現在の運用を改め、入札保証金の納付を原則化した上で、入札ボンドの提出があれば、入札保証金（現金）の納付を求めない運用に変更する。

2. 実施要領

(1) 対象となる工事

- 一般競争方式によって入札を行う工事（ただし、災害応急対策工事、災害復旧工事等の緊急を要する場合を除く。）。
- 大規模な工事から導入するなど段階的に実施。

(2) 入札ボンドの種類

- ・ 損保の入札保証保険
 - ・ 金融機関の入札保証
 - ・ 金融機関・保証事業会社の契約保証の予約
- ※ ただし、現金、国債その他有価証券も提出可

(3) 入札公告

発注に際し、入札保証金の納付を求める旨の入札公告を行う。記載例の要旨は、次のとおり。

入札保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。

(4) 発注者への入札ボンドの提出時期

入札参加者による競争参加資格確認資料等の提出と同時。

(5) 付保割合

- 会計法令で定める最低の保証割合である5/100を基本。
- なお、入札ボンドとして取扱う契約保証の予約については、入札参加者が落札した場合には、発注者が求める契約保証が必ずなされることについて金融機関又は保証事業会社が書面において約していることが必要。

入札ボンド制度について

目的

一般競争入札の拡大

総合評価方式の拡大

不良不適格業者の参入、
経営力に比べ過度な入札参加の増大の懸念

技術提案を審査する発注者の負担の増加についての懸念

入札ボンドの導入により、適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境を整備

制度の概要

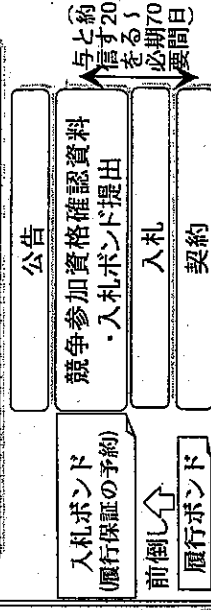
会計法・地方自治法の入札保証制度を活用して実施

発注者が入札ボンド(※)の提出を求める ※ 損保の入札保証保険、金融機関の入札保証
金融機関・保証事業会社の契約保証の予約

金融機関等が入札前に企業の財務的な履行能力を審査し、入札ボンドを発行＝履行保証の予約

入札ボンドの発行を受けた企業による入札

入札ボンド手続の流れ(イメージ)



効果

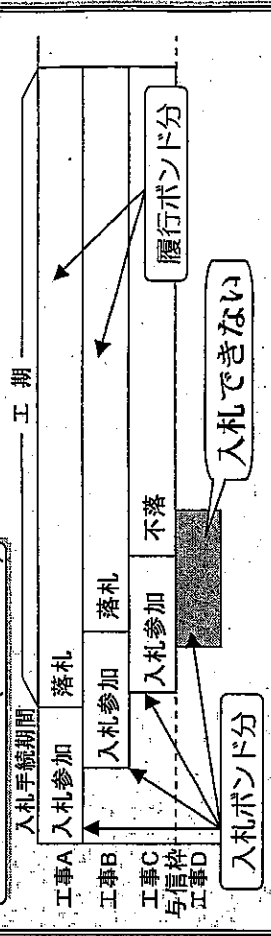
期待できる効果

- ① 契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除
- ② 与信枠の制約による絞り込み
- ③ 深刻化するダンピングの抑止

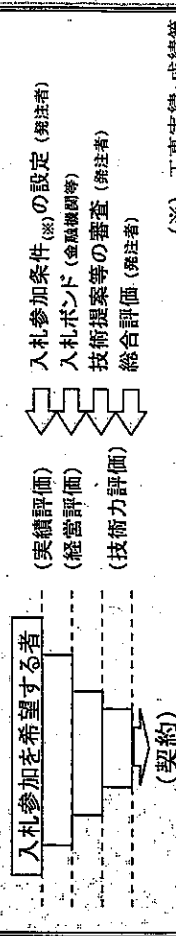
市場機能の活用による入札契約全体の透明性の向上

総合評価方式の運用と併せ、技術と経営に優れた企
業の伸張

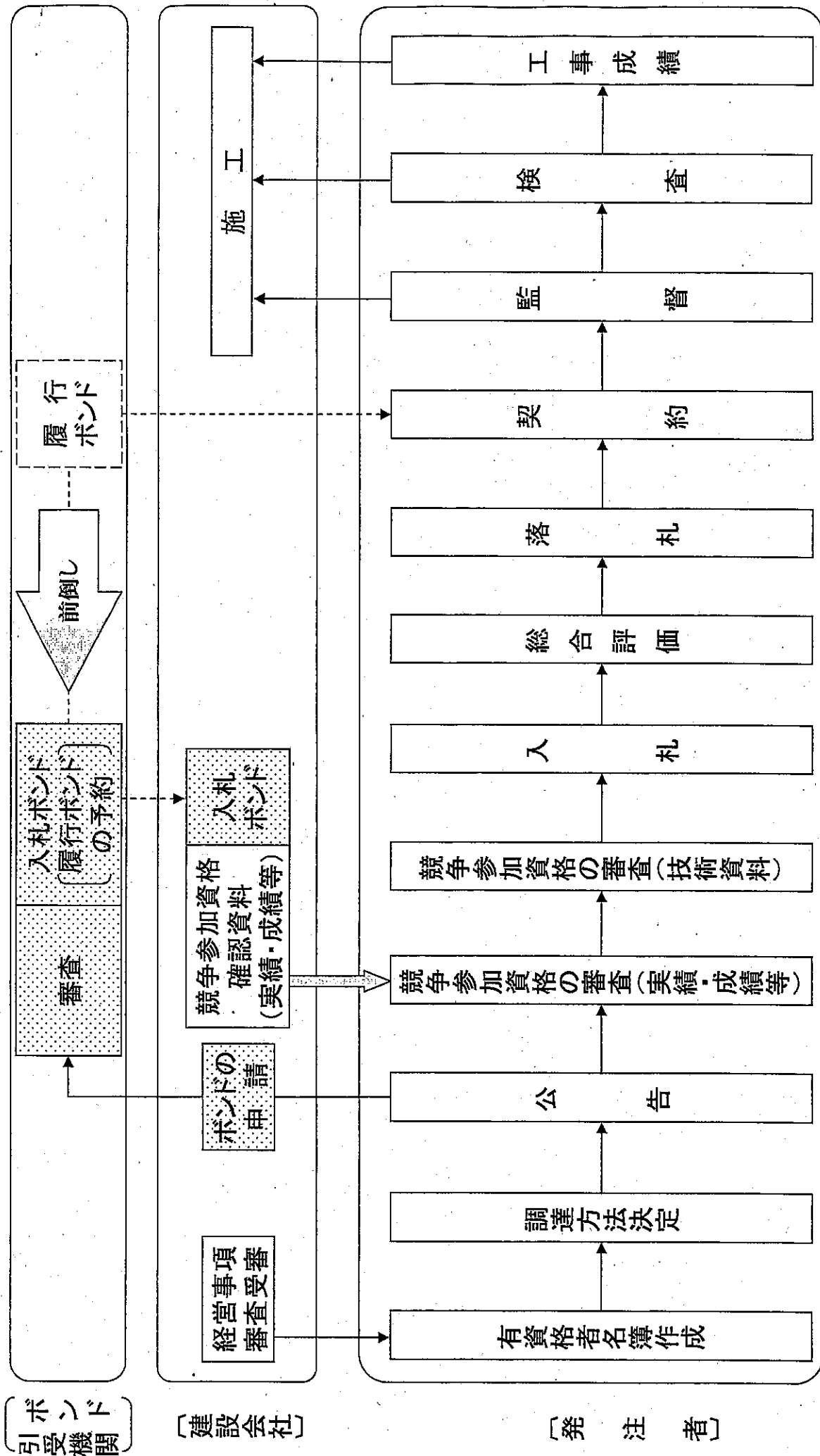
与信枠の機能(イメージ)



技術と経営に優れた者による質の高い競争(イメージ)



入札ボンド手続きの流れ(イメージ)



↑
 【約10～30日】
 (新たに与信を必要とする期間)
↑
 【約20～70日】

(所要日数)

入札ボンドに係る手続フロー

発注者	建設業者	引受機関
<p>①入札公告</p> <p>〔入札保証金の納付、付保割合、提出期限等を記載〕</p> <p>⑦入札ボンドを受取り</p> <p>⑧競争参加資格を審査</p> <p>⑩確認結果の通知</p>	<p>②入札価格の概算を積算</p> <p>③入札ボンドの発行を引受機関に申込み</p> <p>⑥入札ボンドを受け取り、発注者へ提出</p> <p>⑨入札ボンド変更の締切り</p> <p>⑪入札</p>	<p>④与信審査(契約保証についても一体的に与信審査)</p> <p>⑤入札ボンドの発行</p>
<p>《落札・契約締結の場合》</p> <p>⑩契約保証を受取り</p>	<p>⑫落札</p> <p>⑬契約保証の発行を引受機関に申込み</p> <p>⑮契約保証を受け取り、発注者へ提出</p> <p>⑰契約を締結</p>	<p>⑭契約保証の発行</p>
<p>《落札・契約不締結の場合》</p> <p>⑭損害賠償を建設業者及び引受機関に請求</p> <p>⑰保証金を受領</p>	<p>⑫落札</p> <p>⑬契約締結を辞退</p> <p>⑮損害賠償金を支払い</p>	<p>⑯建設業者が損害賠償金を支払わなければ保証金を支払い</p> <p>⑰建設業者に対して求償</p>
<p>《不落の場合》</p> <p>⑬特段の対応なし</p> <p>〔ただし、入札保証金の納付の場合は、入札保証金を返還〕</p>	<p>⑫不落</p>	